

岩手県告示第 254 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 3 月 24 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 八戸大野線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字上館第 58 地割字釜ノ上 108 番 12 地先から 99 番 2 地先まで	新	m 21.6~12.0	m 158.6
	旧	21.0~12.0	158.6

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 3 月 24 日から同年 4 月 24 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 盛岡和賀線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市櫛ノ目第 3 地割 23 番 11 地先から鍋倉字吹張 30 番地先まで	新	m 35.2~13.1	m 2,023.0
	旧	32.0~9.3	2,023.0
花巻市鍋倉字荒屋敷 123 番 2 地先から字館 124 番 2 地先まで	新	23.6~21.8	143.0
	旧	19.8~14.8	143.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 21 年 3 月 24 日から同年 4 月 24 日まで

3 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 野田山形線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡野田村大字野田第 1 地割字小峠 126 番 12 地先から 128 番 13 地先まで	新	m 49.0~11.3	m 140.2
	旧	12.6~6.3	141.1
九戸郡野田村大字野田第 1 地割字小峠 126 番 1 地先内	新	52.5~33.0	109.5

	旧	41.4~22.6	109.5
久慈市山根町木売内第4地割37番1地先から37番6地先まで	新	61.8~18.4	77.6
	旧	25.9~15.1	77.6

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 久慈地方振興局土木部

イ 期間 平成21年3月24日から同年4月24日まで

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 野々上斗内線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市野々上字大久保32番60地先から字野境54番3地先まで	新	m 17.8~5.4	m 889.0
	旧	17.8~5.4	889.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成21年3月24日から同年4月24日まで

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 456号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市石鳥谷町新堀第1地割16番5地先から第8地割21番1地先まで	新	m 15.2~11.6	m 834.0
	旧	14.6~8.1	834.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成21年3月24日から同年4月24日まで